



## 地域包括ケア病床のご案内

### 地域包括ケア病床とは

2019年3月から、3階病棟の一部病床を地域包括ケア病床として再編成いたしました。地域包括ケア病床とは、急性期（病気やケガの発症直後で病状が不安定な状態の期間）の治療終了後、病状が安定した患者様に対して、リハビリテーションや退院支援などを行う在宅復帰のための病床です。当病床で対象となる方は以下のとおりとなります。

1. 急性期治療が終了し、病状が安定した方
2. 在宅復帰に向けて「もう少しリハビリ」がされたい方
3. 在宅復帰に向けて、居住環境の整備などサポート体制の準備に期間が必要な方
4. 在宅サポート入院の方など

### 地域包括ケア病床入院の流れ

在宅復帰をスムーズに行うために、主治医、病棟看護師、理学療法士、ソーシャルワーカー等の多職種が共同で在宅復帰支援を行います。



※原則は一般病棟へ入院後、必要に応じて地域包括ケア病床に転室いたします。

**なお、保険診療上、地域包括ケア病床での入院期間は60日までとなっております。**

### 入院医療費について

入院の医療費は一般病棟と異なり、「地域包括ケア入院医療管理料」を算定いたします。地域包括ケア入院医療管理料には、投薬料・注射料・処置料・検査料・画像診断料・リハビリテーション料・各指導管理料の多くの費用が含まれています。（一部の投薬料・処置料は除く）尚、食事代の費用など保険診療給付対象外の費用は含みません。また、1か月の医療費負担上限額については、一般病棟と同様になります。入院医療費に関してご不明な点等ございましたら、医事課入院担当までお尋ねください。